●新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、保険料等の取り扱いについて

アイシン健康保険組合では、厚生労働省の通知に基づき、健康保険料の納付猶予に関する特例処置を講じております。特例処置の詳細は、以下のようになります。該当した場合は、アイシン健康保険組合までご連絡ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 該当事実発生日 | 保険料納付猶予期限 |
| 事業所 | 事業所内で新型コロナウイルス感染者が発生し、保険料納付の業務対応ができないと判断した日 | 該当事実発生日から１か月以内 |
| 任意継続被保険者 | 発熱等で医療機関を受診し、新型コロナウイルスの感染が確認できた日 | 該当事実発生日から１か月以内 |

※なお、任意継続被保険者で保険料を前納されている方については、納付猶予の対象となりませんので、ご注意ください。